

細 則

第1条 登録手数料

1. 会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。なお、既に会員に登録済みの場合にも、1種別ごとの登録手続きを必要とする。但し、登録手数料は、2種別目以降に登録する場合は、免除されるものとする。

登録手数料	3,300円(税込)
-------	------------

2. 会員は、前項の登録手数料を入会手続き時に現金にて支払うものとする。なお、一旦支払われた登録手数料は返還しないものとする。

第2条 年会費

会則第7条第1項における年会費は、本スクールは徴収しないものとする。

第3条 月会費

1. 本スクールの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費(税込)	
	スクール会員	スポーツクラブ会員併用
シンクロ(週1回)	8,360円	3,850円
シンクロ(週1回名誉)	6,930円	
シンクロ(週2回)	11,000円	
シンクロ(週2回名誉)	8,360円	
快活・楽楽倶楽部	5,500円	3,300円
アクアピクス30	5,500円	2,200円
エアロピクス60		4,400円
トータルボディメイキング30	5,500円	2,200円
フラダンス75	6,600円	4,400円
ピラティス60	6,600円	4,400円
サルセーション60	6,600円	4,400円
ダンスエアロ60	6,600円	4,400円
美しく歩こう60	6,600円	4,400円

2. 会員は、入会手続き時に2ヶ月分の月会費を現金で支払うものとする。
3. 3ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月分の会費を預金口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
4. 一旦支払われた月会費は、返還しないものとする。

第4条 変更手数料

会則第11条第1項における変更手数料は、本スクールは徴収しないものとする。

第5条 休会費

会則第12条第2項における本スクールの休会費は、月額2,200円(税込)とする。

※シンクロ・快活・楽楽倶楽部に限る

第6条 会員証の再発行

会則第16条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,100円(税込)とする。

第7条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間帯に限り、本スクールのレッスンを受講することができる。

第8条 指導

本スクールは、各種別別に作成された本スクールのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールのアニメーターの個別的・具体的指導方法に従い受講するものとする。

第9条 入会手続きに必要な書類

本スクールに入会する方は、入会手続き時に次の書類等

を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの本人確認書類
- ⑥その他本スクールが定める必要書類など

第10条 改正

本細則の改正は、本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を本スクールの所定の場所に掲示し、本スクールホームページにて会員に告知するものとする。

第11条 本細則の発効

本細則は2021年8月1日より発効する。